

平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー
代表者の役職名 代表取締役社長 横山 林吉
(JASDAQ コード番号 5 1 6 2)
問い合わせ先 常務取締役財務兼管理担当 中沢 章二
T E L 0 4 8 6 5 0 - 6 0 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 38 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第 2 条の事業目的の一部を追加するものであります。
- (2) 社外から優秀な人材を迎えることは、経営の透明性および健全性の確保をさらに推進するために有益であることから、社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 26 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

下線_は変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1)工業用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、販売 (2)医療・衛生用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、販売 (3)運動用具用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、販売 (4)玩具用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、販売 (5)衣料用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、販売 (6)半導体製品の製造、加工、販売 (新 設) (7)ゴム練生地の製造、販売 (8)プラスチック原料の販売 (新 設) (9)金型の設計、製作、販売 (10)前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)工業用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、<u>取付、販売</u> (2)医療・衛生用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、<u>取付、販売</u> (3)運動用具用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、<u>取付、販売</u> (4)玩具用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、<u>取付、販売</u> (5)衣料用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、<u>取付、販売</u> (6)半導体製品の製造、加工、<u>取付、販売</u> (7)<u>金属製品の製造、加工、取付、販売</u> (8)<u>ゴム練生地の製造、販売</u> (9)<u>プラスチック原料の販売</u> (10)<u>有機系化合物並びに無機系化合物の研究、開発、製造、販売</u> (11)<u>金型の設計、製作、販売</u> (12)<u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 <u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 (新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 <u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>